



丹波東部（竹田川流域圏） 地域総合治水推進計画の改定概要

令和7年1月30日

第2回 丹波東部（竹田川流域圏）地域総合治水推進協議会

！ 地域総合治水推進計画改定のポイント

1 当初策定から概ね10年となるため、次期計画へ移行

○丹波東部（竹田川流域圏）地域総合治水推進計画の策定（H25年度策定）から概ね10年が経過するため、河川下水道対策、流域対策、減災対策についての**取組実績や課題**を踏まえ、次期計画を策定する。

○よりわかりやすい計画とするため、**本編と資料編の2部構成**とする。

2 地域総合治水推進計画に記載しているデータ等の時点修正

○丹波東部（竹田川流域圏）地域総合治水推進計画における「計画地域の概要」、「現状と課題」等の記載内容について、統計データ等の時点修正や表現の適正化を図る。

3 社会情勢の変化、法令の改正等による変更

○**気候変動**を踏まえた治水対策の必要性を盛り込む。
○国の流域治水の取組等、**最新の社会情勢を踏まえた更新**を図る。

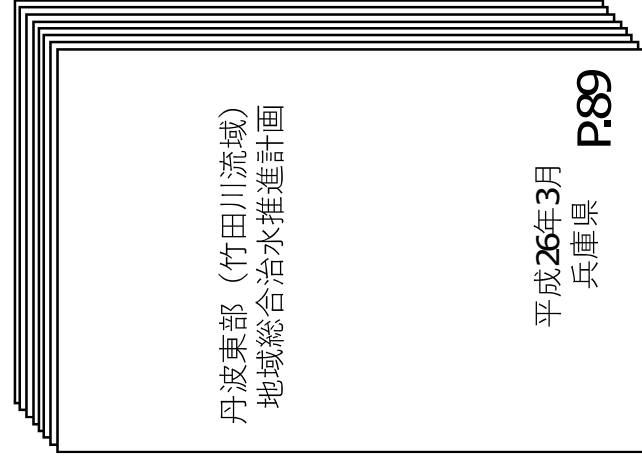
II 地域総合治水推進計画の構成

■わかりやすい計画とするため、計画の本編と資料編の2部構成とする。

【現計画の構成上の課題】

○現計画は、地形、気象、歴史文化などに加え、既往計画の転記など記載内容が多く（約100ページ）、わかりやすい計画とする必要がある。

○計画改定のたびに過去の取組を上書きすると、取組実績が削除されてしまう。（特に流域対策は取組の蓄積が重要）



現計画



新計画

II 地域総合治水推進計画の構成

■本編は、総合治水条例で定められた事項として今後10年間の総合治水の取組をまとめる。

■資料編は、地域の自然状況のほか、河川整備計画等の既往計画の概要、取組実績を現計画を基にしてとりまとめる。また、他地域の主たる取組の効果について整理する。

＜本編 目次＞		＜資料編 目次＞	
1	計画地域の概要	1	計画地域の概要
2	総合治水の基本的な目標に関する事項		(地域の自然状況、自然環境、社会状況)
3	総合治水の推進に関する基本的な方針	2	洪水被害の発生状況
4	河川下水道対策	3	これまでの取組
5	流域対策	4	地域総合治水推進計画の改定履歴
6	減災対策	5	河川環境の保全と創造への配慮
7	環境の保全と創造への配慮	6	他地域での総合治水対策の効果事例※1
8	総合治水を推進するにあたっての必要な事項		

下線：資料編に移行する内容

※1：新たに追加する内容

III 計画改定の主な内容

1. 計画地域の概要

<本編> (P1~4)	<資料編> (P1~12)
○計画地域の概要（流域図、河川の一覧） ○総合治水を推進していく上での課題 ・気候変動を踏まえた治水対策 ・河川整備計画に基づいた事業に取り組んでいくが長期間を要する ・流域対策においては、様々な土地・施設の所有者・管理者が効果的な取組となるよう連携を図り、対策を行うことが重要 ・減災対策では、被災経験者の減少、高齢化による地域の防災意識の低下が懸念 ・その他現状を踏まえた記載内容に修正	○計画地域の概要 （自然状況、自然環境、社会状況） ○洪水被害の発生状況

III 計画改定の主な内容

2. 総合治水の基本的な目標に関する事項（本編P5）

（1）計画期間

○計画の期間は、令和6年度から概ね10年間とする。

（2）ながす（河川下水道対策）、ためる（流域対策）、そなえる（減災対策）の目標

○ながす：河川整備計画等の既定計画の着実な推進

○ためる：雨水の貯留・浸透させる取組の推進、継続した対策の推進

○そなえる：情報発信・伝達・把握、避難、建物の耐水機能の付加、被災時の早期生活
再建等の取組を推進し、人命・社会経済への深刻な被害の回避・軽減

III 計画改定の主な内容

3. 総合治水の推進に関する基本的な方針（本編P6～7）

（1）全般

○浸水被害の発生、法改正等の社会情勢の変化、気候変動への対応等を踏まえた記載内容に修正する。

（2）河川下水道対策

○（一）由良川水系 竹田川圏域河川整備計画および取組を、ひょごインフラ整備プログラムに基づき推進する。

（3）流域対策

○流域対策の貯留量のさらなる増加のため、流域全体での取組意識の醸成に努める。

（4）減災対策

○あらゆる世代に対して、防災に関する教育、訓練の継続実施を継続的に実施し、担い手の育成に努める。

III 計画改定の主な内容

4. 河川下水道対策（本編P8～16）

（1）河川の整備及び維持

- （一）由良川水系 竹田川圏域河川整備計画、ひょうごインフラ整備プログラム等に基づく流下能力向上対策（竹田川、黒井川、三井庄川）
- 三宝ダム、栗柄ダムの整備及び維持（老朽化対策：ダム管理用制御処理設備等更新）
- 森・市島救急内水排水機場の老朽化対策（機械設備・電気設備等）

（2）下水道（雨水）の整備及び維持 ○各市計画なし

5. 流域対策（本編P17～22）

（1）調整池の設置及び保全

- 総合治水条例に基づき、重要調整池の設置、適切な管理

（2）土地等の雨水貯留浸透機能

- 校庭貯留（県立氷上高校）
- 各戸貯留（雨水貯留タンク設置費助成の検討）
- 田んぼダム（多面的機能支払交付金制度の活用、水田貯留機能強化計画の制定）

III 計画改定の主な内容

5. 流域対策（本編P23～35）

（3）貯水施設の雨水貯留容量の確保

○ダムの事前放流（栗柄ダム）

○ため池の普及啓発（ため池管理者説明会、講習会実施）

○ため池期間放流・雨水貯留確保に向けた取組（水上大池、中山池 ほか）
（水利施設管理強化事業、農村地域防止減災事業の実施）

（4）ポンプ施設との調整

（5）遊水機能の維持

（6）森林の整備及び保全

○森林の有する浸透、滞留機能、土地の保全機能を確保するための森林の整備及び保全
（新ひょうごの森づくり（第3期対策）、災害に強い森づくり（第4期）、丹波篠山市森づくり構想、丹波市森林づくりビジョン）

○流木・土砂流出防止対策（山地防災・土砂対策対策計画、治山ダム、砂防えん堤）

○森林の水源涵養機能および表層崩壊防止機能

III 計画改定の主な内容

6. 減災対策（本編P36～46）

（1）浸水が想定される区域の指定

○ハザードマップの周知・啓発・更新、内水浸水想定区域図の作成・公表、内水ハザードマップの作成・周知

（2）県民の情報の把握

（3）浸水による被害の発生に係る情報の伝達

○河川・ダム等のライブカメラ画像の提供、マイ避難計画、地区防災計画の推進

（4）浸水による被害の軽減に関する学習

○出前講座・研修等の実施、防災マップ（手作りハザードマップ）の作成、DIGを活用した予防策・対応策・避難行動の検討、被災者支援団体間のネットワークづくり

（5）浸水による被害の軽減のための体制の整備

○水防活動体制の整備、共助の取組推進、避難体制の整備、応援体制の構築

（6）訓練の実施

（7）建物等の耐水機能

（8）浸水による被害からの早期の生活の再建

○フェニックス共済の県民への周知・加入の促進

III 計画改定の主な内容

7. 環境の保全と創造への配慮（本編P47～48）

- 現計画を踏襲し、ひょうご・人と自然の川づくりの基本理念・基本方針を基に計画地域の自然環境の特性に応じて環境の保全と創造に配慮する
- 実施に際しては、環境に関する施策の関連計画や丹波の森創造計画等との整合を図る

8. 総合治水を推進するにあたって必要な事項（本編P49）

- 土砂災害、高潮、津波対策等との連携
- 推進計画のフォローアップと見直し
- 総合治水の普及啓発

※資料編に掲載（資料編P50～59）

-11-

-12-